

# 卓越研究員事業について (研究機関向け)

令和3年

文部科学省 科学技術・学術政策局  
人材政策課 人材政策推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の説明内容

## 1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
  - ②ポストの公開
  - ③申請者（研究者）の要件
  - ④当事者間交渉
  - ⑤卓越研究員候補者の選考方法等
  - ⑥「卓越研究員の決定」及び「補助金による支援」
  - ⑦取組のフォローアップ

# 本日の説明内容

## 1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
  - ②ポストの公開
  - ③申請者（研究者）の要件
  - ④当事者間交渉
  - ⑤卓越研究員候補者の選考方法等
  - ⑥「卓越研究員の決定」及び「補助金による支援」
  - ⑦取組のフォローアップ

## 背景・課題

- 我が国の研究力強化の鍵は、競争力のある**若手研究者の活躍**であり、**若手研究者と産学官の研究機関とのマッチングを促進**し、科学技術イノベーションの推進と我が国の持続的発展につなげていくことが必要。
- 特に、**産学官の研究機関が優れた若手研究者に安定かつ自立した研究環境を提供**し、自主的・自立的な研究に専念できるようにしていくことが我が国の研究力の向上を図る上で極めて重要。

### 【統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日 閣議決定) 抜粋】

- 産学官を通じた若手研究者へのポストの重点化(卓越研究員事業等)を実施する。

## 事業概要

### 【事業の目的・目標】

- 優れた若手研究者が産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得て自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対する支援を行う。

### 【事業の概要】

- ① 卓越研究員の受入れを希望する大学、研究開発法人、企業等からポストを募集し、一覧化して公開
- ② 若手研究者に対して卓越研究員の公募を行い、厳正な審査を経て文部科学省が若手の卓越した研究者を候補者として選定
- ③ その後、卓越した研究者とポストを提示した研究機関が交渉を行い、マッチングが成立した候補者について、文部科学省が卓越研究員として決定  
その際、**若手研究者と研究機関をつなぐブリッジプロモーターによりマッチングを促進**
- ④ 卓越研究員を受け入れた研究機関に対し、一定の期間、研究費等を支援  
※ 海外からの帰国者や、民間企業等を志望する者の特別枠を設け支援。

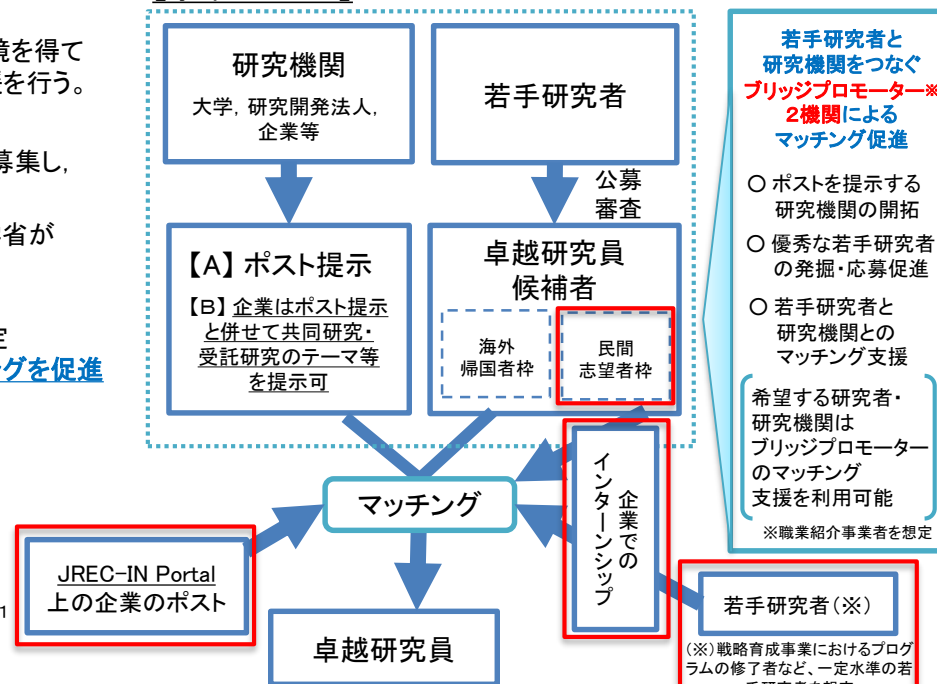
### 【事業スキーム】

- ✓ 支援対象：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- ✓ 人数：240名程度(うち新規採用 20名程度)
- ✓ 支援内容：【A】若手研究者の研究費 年間6百万円(上限)／人(2年間)<sup>1</sup>  
研究環境整備費 年間2～4百万円(上限)／人(5年間)  
※1 人文・社会科学系は、400万円を上限
- 【B】産学連携活動費 年間最大10百万円(上限)／人 (最長5年間)<sup>2</sup>  
※2 クロスアポイント制度や出向制度を活用した共同研究も想定。  
補助率1/2とし、企業負担額を上限。共同研究等の開始が2年目の場合、1年目は研究環境整備費のみ措置。

### 令和3年度の新規取組事項

企業増加及びマッチング数の増加の観点から、インターンシップを経由して採用する新たな枠組みなど、若手研究者のキャリアパス拡大に向けた取組を実施。

### 【事業イメージ】



- 【A】従前と同様、若手研究者の研究費と研究環境整備費を支援
- 【B】企業が卓越研究員を共同研究又は受託研究に就事させる場合は産学連携活動費の1/2を支援

※ 企業は【A】又は【B】を選択。

# (参考) 卓越研究員事業の実績 (令和3年3月末時点)

	ポスト募集 人数※1	応募者数	候補者数	採用決定者数		
				卓越 研究員	関連 研究者※2	計
平成28年度	317(97)	849	176	87(5)	34(3)	121(8)
平成29年度	204(57)	517	170	72(3)	21(2)	93(5)
平成30年度	163(37)	494	200	55(5)	27(2)	82(7)
令和元年度	130(19)	559	329※3	48(1)	14(1)	62(2)
令和2年度	162(61)	364	315※3	40(4)	-	-

(注) ( ) は内数であり、企業等から提示のあったポスト数又は企業等に採用された研究者数。

※1 平成28、29年度は提示ポスト数を指す。

※2 卓越研究員事業を通じて研究機関から提示のあったポストに採用された卓越研究員以外の若手研究者を指す。

※3 令和元年度以降の候補者数は、前年度からの候補者資格継続者を含む。

## ○令和2年度研究機関別決定者数

	採用機関名	卓越 研究員数
1	北見工業大学	2
2	東北大学	2
3	筑波大学	1
4	埼玉大学	1
5	東京大学	3
6	東京工業大学	1
7	横浜国立大学	1
8	金沢大学	1
9	山梨大学	1
10	信州大学	2
11	名古屋大学	1
12	京都大学	4
13	京都工芸繊維大学	2
14	大阪大学	1

	採用機関名	卓越 研究員数
15	広島大学	2
16	熊本大学	2
17	宮崎大学	1
18	公立鳥取環境大学	1
19	学習院大学	1
20	高エネルギー加速器研究機構	1
21	日本原子力研究開発機構	1
22	物質・材料研究機構	3
23	宇宙航空研究開発機構	1
24	LocationMind株式会社	1
25	Mantra株式会社	1
26	公益財団法人東京都医学総合研究所	1
27	防衛医科大学校	1
		<b>40</b>

## 1 卓越研究員（令和3年度新規申請者）のスケジュール

- ・今年度は、卓越研究員となることを希望する者が、まず大学・企業等との当事者間交渉を行うこととし、この結果①8月末日までに当事者間交渉の成立に至った者、及び②8月末日までに当事者間交渉の成立に至らなかった者、の双方について、9月～10月に選考委員会の書面審査を実施。
- ・卓越研究員は、10月に文部科学省において、①8月末日までに当事者間交渉の成立に至った者の中から、原則として当事者間交渉が完了した順番に決定（新規申請者については、選考結果を踏まえ、卓越研究員として決定されないことがある）。
- ・10月に決定された卓越研究員の人数が、令和3年度の卓越研究員決定予定人数（20名）に満たない場合は、9月以降に当事者間交渉が成立した者の中から、随時、選考結果を踏まえて卓越研究員として決定。

## 2 JREC-IN Portalを活用した当事者間交渉

- ・（卓越研究員事業でのポスト提示はしていないが）JREC-IN Portal にポストを提示している企業が、新規申請者、資格継続者を採用した際、当該ポストが卓越研究員事業のポスト要件を満たすと文部科学省が判断した場合に限り、当該ポストを卓越研究員事業により提示されたポストと同等のものとして取り扱う。
- ・なお、新規申請者、資格継続者を採用し、卓越研究員としての決定を希望する企業は、文部科学省に対し、当該ポストが卓越研究員事業のポスト要件を満たすかどうか確認を求める連絡が必要となる。また、採用した企業が補助金交付を希望する場合は、別途、交付申請が必要となる。

## 3 「資格継続者と同等の研究力を有すると認められる者」

・ 卓越研究員事業における年齢要件を満たし、企業において安定かつ自立した研究環境を得ることを希望する者で、トランスファラブルスキル等を習得したと文部科学省が認める者（世界で活躍できる研究者戦略育成事業プログラム修了者、特別研究員PD・DC経験者、卓越大学院プログラム修了者）について、

「資格継続者と同等の研究力を有すると認められる者」として取り扱うこととし、当該者が卓越研究員事業に企業が提示したポストにおいてインターンシップを経験し、当事者間交渉の成立に至った場合、卓越研究員の資格継続者と同等の資格を有するものとみなす。

・ なお、この場合のみ、企業でのインターンシップを実施した上で当事者間交渉を行うことを必須の要件とする（これ以外の場合においては、当事者間交渉に際してのインターンシップ実施は必須ではない）。



# 卓越研究員事業の実施プロセス（令和3年度公募）

## 研究機関

令和3年4月 日～12月13日

①研究機関がポストを提示

※一次締切:5月17日、最終締切:12月13日

○主に機関の属性、雇用形態、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認

○当該ポストで推進できる研究内容や雇用条件など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断

6月中旬

④機関に申請者情報連絡

当事者間交渉完了

（注1：当事者間交渉）

各研究機関と、申請者又は卓越研究員候補者が自由に交渉（ブリッジプロモーターによる支援を含む）。いずれの場合にも、各研究機関は公正で透明性の高いプロセスを経て選考。なお、⑥審査後も当事者間交渉は可能。

10月以降

⑧卓越研究員採用機関の申請  
（補助金を希望する機関のみ）

## 文部科学省

日本学術振興会（JSPS）

5月上旬～：  
研究機関向け公募説明会、  
申請者向け公募説明会（Web開催）

5月下旬（予定）

②ポストの公開

※その後、随時追加公開

⑤当事者間交渉（注1）

9月

⑥審査（JSPS）

⑦審査結果に基づく  
卓越研究員の決定（注2）  
（文科省）

研究費・研究環境整備費  
又は産学連携活動費の支援

若手研究者  
（申請者/申請予定者）

5月10日～6月10日

③若手研究者が  
「卓越研究員」に申請

当事者間交渉完了

（注2：文科省による卓越研究員の決定）  
審査された③の申請者及び候補者資格継続者等のうち、「8月末までに当事者間交渉が完了した」者について、文科省が原則として当事者間交渉完了順に卓越研究員に決定。  
（詳細は公募要領を参照。）

※当事者間交渉が完了しなかった③の申請者については、文科省が⑥の結果を踏まえ、翌年度の卓越研究員候補者としての認否を決定

# 本日の説明内容

## 1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
  - ②ポストの公開
  - ③申請者（研究者）の要件
  - ④当事者間交渉
  - ⑤卓越研究員候補者の選考方法等
  - ⑥「卓越研究員の決定」及び「補助金による支援」
  - ⑦取組のフォローアップ

- 各研究機関において、公募要領に示す要件に合致する提示ポストを決定いただき、申請書類（研究機関\_様式1及び研究機関\_様式2）を電子申請システムに入力して提出。
- 令和3年5月17日（月）の一次締切までに提示した場合、**5月下旬に日本学術振興会のウェブサイト**に公開。
- その後、12月13日（月）を最終締切としてポスト提示を受け付け、随時確認して公開。提示ポストにおける選考は、透明・公平なプロセスとなるよう留意。
- 最終締切までの間、随時、新規ポストの提示、ポスト情報の修正が可能。
- 当該ポストで推進できる研究内容やキャリアパス、処遇など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断。

※前年度からの変更事項

・特になし。

## 研究機関の要件

- ・大学
- ・大学共同利用機関
- ・高等専門学校
- ・国立研究開発法人
- ・公設試験研究機関
- ・日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）

※補助金による支援を希望する機関においては、研究不正への防止・対応体制が構築されていることが必要。

### ※前年度からの変更事項

- ・特になし。

## 研究分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

## 雇用形態

提示対象となるポストは、各研究機関の長（学長等）のリーダーシップの下、以下のいずれかの形態で原則年俸制を適用した上で、雇用するものであること

- テニュアトラック制**又は**これと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システム**での雇用。なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用も可能。
- 任期の定めのない雇用**。

※企業においては、その特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

※前年度からの変更事項

・特になし。

(Q) 申請の時点では、テニユアトラック制の規程が整備されていないが、テニユアトラック制での雇用として申請して問題ないか。

(A) 申請時点では、必ずしもテニユアトラック制が整備されていなくても、問題ありません。しかしながら、遅くとも当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始段階では、テニユア審査基準の概要を候補者（事前連絡の場合は申請（予定）者）に明示し、雇用開始の段階では、規程の整備が完了している必要があります。

(Q) テニユアトラック制と同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用とは、具体的にはどのような態様であればよいのか。

(A) **①機関外審査委員、若しくは、少なくとも機関本部の者が審査に携わること、②一定期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくことが必要です。**そのため、例えば、**以下のような雇用形態は要件に合致しないもの**と考えています。

- ✓ 期限付きの競争的研究プロジェクト（例えば、3年間の時限プロジェクト）の資金により人件費が措置され、当該プロジェクトの終了とともに、雇用契約が終了し、その後、再度雇用する見込みがない場合
- ✓ 雇用契約の任期が短く（1年間など）かつ再任回数が限定されている場合
- ✓ 派遣労働契約に基づき、当該研究機関以外で研究活動を行う場合

具体的には、**本事業の趣旨を踏まえ、個別の研究機関の実態に即して個別に判断します。**任期や再任回数に制限があることがやむを得ない場合であっても、機関において雇用の確保と将来の見通しを示す研究環境が最大限確保（例：5～10年程度の雇用の確保等）されれば、要件に合致するものと認める場合があります。

なお、提出された資料をもとに、**要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合があります。**

## 研究環境

- ① 卓越研究員が、**研究責任者若しくは若手研究責任者として、研究テーマを自ら設定し、研究を遂行できるよう、自立的な研究環境を構築**すること。

例：メンターの配置、研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、共用機器の配置、主任指導教員としての大学院生の研究室への配置等

- ② 年間の全業務時間を100%とした場合、**研究活動に関するエフォートが50%以上**であること。（50%以上の範囲内で、研究機関の特性に応じて70%や80%などに設定することも可）

※卓越研究員は、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されており、各研究機関において、**クロスアポイントメント制度等を積極的に活用**していくことが望まれる。

※企業においては、その特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

**※前年度からの変更事項**

・特になし。



(Q) 「企業においては、b.（提示対象となるポストの研究分野等）、c.（研究環境）の要件について、その特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします。」とあるが、具体的には、どのような職位・職責等を設定することが可能なのか。

(A) 独立した研究室を設けることや個人研究であることを必ずしも求めませんが、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定し、グループの中心として活躍することが可能となるポストであることが必要です。

- 各研究機関から提出していただいた申請書類（様式2）の記載内容について、日本学術振興会のウェブサイトを通じて、要件を満たすポストを公開。令和3年5月下旬を目途に公開を開始し、その後も随時追加で公開。
- 文部科学省は、主に、雇用形態や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認。なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求めることがある。
- 各ポストに関する詳細な情報については、原則として、日本語と英語の双方で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する **JREC-IN Portal** に登録するか、各研究機関のウェブサイト等（もしくは両方）に公開することが必要。

※前年度からの変更事項

・特になし。

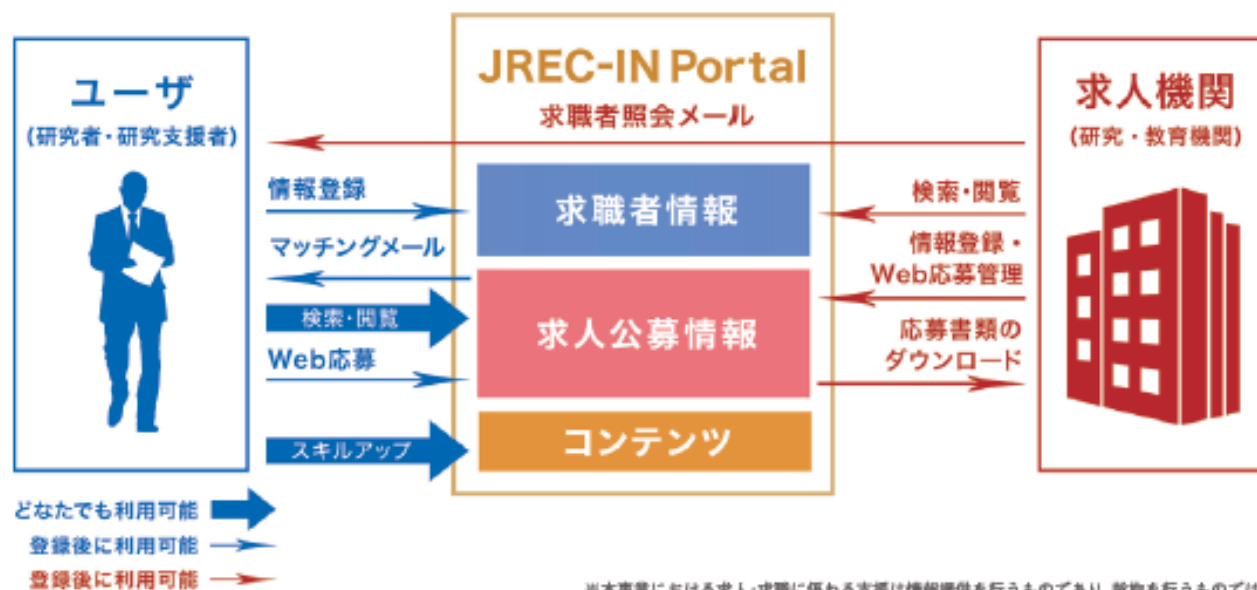
□ JREC-IN Portal への登録については、公募要領に添付の (参考2) に従い、文部科学省への申請に先立って行うことが必要。



## 登録求人機関向けの充実サポート機能

- 求人公募情報の登録・掲載
- Web応募管理
- 求職者情報(匿名)の検索・閲覧
- 求職者照会メールの送付等

## 求職者と求人機関の情報マッチングを支援



※本事業における求人・求職に係る支援は情報提供を行うものであり、転職を行うものではありません。

- JREC-IN Portalにのみポストを登録した企業が、新規申請者、資格継続者を採用した際、当該ポストが卓越研究員事業のポスト要件を満たすと文部科学省が判断した場合に限り、当該ポストを卓越研究員事業により提示されたポストと同等のものとして取り扱う。
- 新規申請者、資格継続者を採用し、卓越研究員としての決定を希望する企業は、文部科学省に対し、当該ポストが卓越研究員事業のポスト要件を満たすかどうか確認を求める連絡が必要。
- 採用した企業が補助金交付を希望する場合は、別途交付申請が必要。

### ③申請者（若手研究者）の要件

産学官の多様な研究機関において活躍しようとする若手研究者のうち、**以下の要件を全て満たしていることが必要。**

a. 学位取得等：次の①から④の要件を全て満たす者

- ① **博士の学位を取得**又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）
- ② **令和4年4月1日現在、40歳未満**（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者。なお、出産又は育児により、合計3か月以上の間、研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、年齢要件について配慮
- ③ 直近の5年間（2016年度以降）に研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）があること
- ④ これまで文部科学省から卓越研究員として決定されたことがない者

b. 国籍：次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
- ② 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）

※前年度からの変更事項

・なし。

- 各研究機関と申請者等との間で、個別交渉（＝当事者間交渉）を実施。当事者間で直接又は JREC-IN Portal、ブリッジプロモーター（後述）等を介して連絡を取り合うことを想定。
- 各研究機関からのポスト提示の際、ポストごとに申請書に「事前連絡」（後述）の要否や選考プロセス等の概要を記載いただくが、選考プロセスが公正で透明性の高いものとなるよう配慮が必要。なお、ポストの公開後、選考プロセス等の更新も可能であるが、申請（予定）者の不利益とならないよう留意。

### ※前年度からの変更事項

- ・ 申請者等は、9月頃に行われる審査の前に、申請後当事者間交渉を行うことが必要。審査の結果を踏まえて、当事者間交渉が完了した順番に、文部科学省が卓越研究員として決定する。

- 当事者間交渉について、ポストの公開後であれば、候補者の決定前であっても、申請者とポストを提示した機関は、個別に連絡を取り合い、選考を進めること（＝事前連絡）が可能。ただし、研究者の申請期限終了（令和3年6月10日）までは、内定等を行わないように留意。
- 研究機関はポストを提示する段階で、ポストごとに事前連絡の要否等を明記することが必要。
- 事前連絡を必要とするポストから、事前連絡を不要とするポストに変更することは可能。  
※ただし、事前連絡を不要とするポストから必要とするポストへの変更は、申請者にとって不利益が生じる可能性があるため不可。

## ④当事者間交渉（研究機関に提供する申請書情報）

公募要領P.9-10、研究者\_様式1、  
研究者\_様式1別紙（P.99-101）

- 当事者間交渉が円滑に進むよう、申請段階において、ポスト提示機関へ申請書情報を提供することに同意した者及び候補者資格継続者については、申請書情報を、ポストを提示した全ての研究機関に提供。（6月中旬予定）
- また、卓越研究員候補者決定後に、当該候補者のリスト及び申請書情報についても提供。（10月中予定）
- 提供する申請書情報は、「研究者\_様式1」及び「研究者\_様式1別紙」。

※前年度からの変更事項

・特になし。



## ④当事者間交渉（当事者間交渉の支援）

公募要領P.9-10、研究者\_様式1、  
研究者\_様式1別紙（P.99-101）

- 当事者間交渉がより一層円滑に進むよう、当事者間交渉支援機関（＝ブリッジプロモーター）による当事者間交渉支援を導入予定。
- 当該支援は、文部科学省と委託契約を締結した民間の職業紹介事業者が実施することを想定。
- 同意のあった申請者及び候補者の申請書情報（「研究者\_様式1」、「研究者\_様式1別紙」及び第一希望機関属性）をブリッジプロモーターに提供。

※前年度からの変更事項

・特になし。

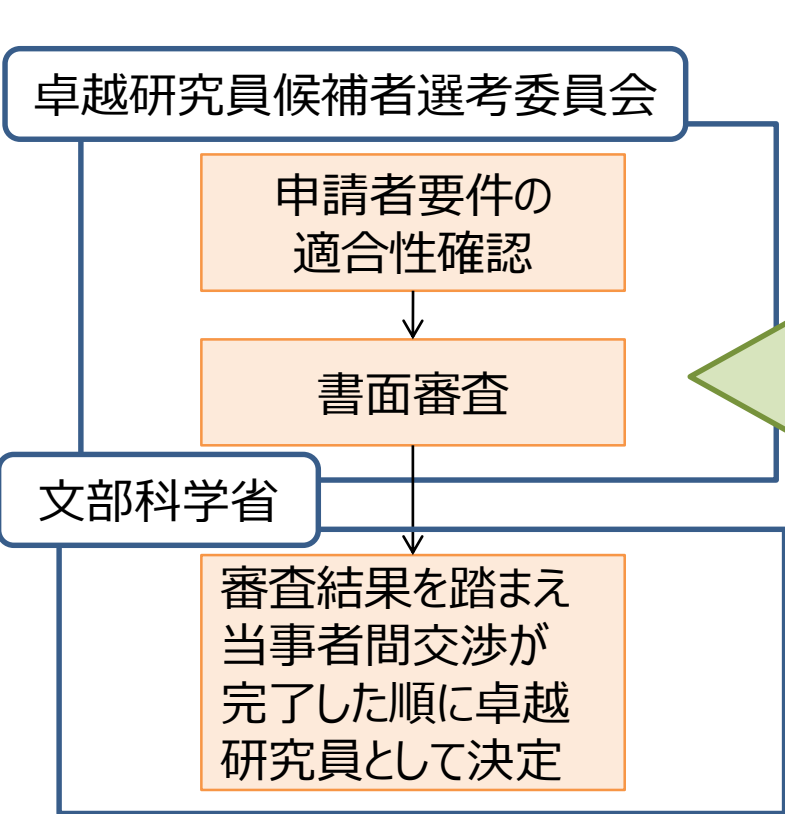
(Q) 「透明・公平な選考プロセスを行ってください。」とあるが、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。

(A) **申請者にとって、公正で透明なプロセスである必要があります。**

例えば、選考に当たっては、当該ポストの属する組織（研究室、研究科等）のみではなく、**機関外審査委員、若しくは、少なくとも機関本部も当該選考の判断に加わる必要があります**と考えています。

また、事前連絡の要否を明示し、本事業へ申請した後、ポストの公開がなされた時点において、**既に採用者が決定しているポスト等については、公平性を満たしていない**と考えています。

□ 卓越研究員候補者の選考のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「卓越研究員候補者選考委員会」において実施。



## 書面審査における主な審査の観点

- ① 我が国の科学技術・学術研究や科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること

※海外での研究実績、卓越研究員候補者の多様性（分野、性別等）等を考慮

※前年度からの変更事項

- ・ 8月までに当事者間交渉が完了した順に、審査の結果を踏まえて卓越研究員として決定する。当事者間交渉が完了しても審査結果次第で卓越研究員として決定されない場合もある。

### 卓越研究員の決定

原則として、ポストを提示した研究機関と卓越研究員申請者等との間の当事者間交渉が、令和3年8月末までに完了し、令和3年度中に雇用が開始される場合、令和3年度の卓越研究員として、文部科学省が決定。

### 予定人数：20名程度

(補助金による支援人数。当該年度の候補者だけでなく、候補者資格継続者からの決定者を含む。)

令和3年9月から令和4年3月末までに交渉が完了した候補者や、交渉の結果、令和4年度から雇用開始となった候補者についても卓越研究員として決定し、予算の状況によっては、補助金による支援を実施することがある。なお、当事者間交渉完了者が補助金支援予定人数である20名程度を上回る場合は、当事者間交渉が完了（文部科学省が当事者間交渉報告書を受領）した順番に卓越研究員として決定する。

## 補助金による支援【A】 (支援を希望する機関のみ)

- ① 卓越研究員の研究費 (2年間)
  - ・卓越研究員の決定後1～2年度目に支援  
(翌年度に雇用開始となり、補助金による支援対象となった場合は2～3年度目に支援)
  - ・一人当たり2年間で1,200万円、年間800万円を上限  
(人文学・社会科学系は2年間で800万円、年間500万円を上限)
- ② 研究環境整備費 (5年間)
  - ・各研究機関に在籍する卓越研究員の数に200万円を乗じた額を上限  
(1～2年度目に条件を満たした場合、下表の追加支援あり)

研究環境整備費の支援額一覧 (金額はいずれも一人当たりの上限。)

	1～2年度目	3～5年度目
卓越研究員 (1) 及び (2) を除く	200万円	
国外機関からの採用 (1)	300万円	200万円
クロスアポイントメントによる採用 (2)	400万円	200万円
若手研究者の採用 (3)	100万円	—

※(1)かつ(2)の場合は、(2)を適用。

### 補助金による支援【B】（支援を希望する企業のみ選択可能）

#### ○産学連携活動費（5年間）

卓越研究員が大学、大学共同利用機関、高等専門学校及び国立研究開発法人との共同研究又は受託研究（以下「共同研究等」という。）に参画する場合は、その共同研究等に係る契約に基づき、企業が負担する費用の1/2を上限に各年度1,000万円まで支援

共同研究等の開始が卓越研究員の決定後2年度目となる場合、1年度目は【A】の研究環境整備費200万円のみ支援

例) 大学との共同研究において、卓越研究員が参画し、企業が500万円を負担する契約を締結した場合、産学連携活動費として250万円を支援。

#### ※前年度からの変更事項

- ・ 【A】 特になし。
- ・ 【B】 特になし。

卓越研究員が当該ポストから異動した場合

- ・ 異動した翌年度から、先述の支援は行わない。
- ・ ただし、令和4年度以降に本事業において新たに公開されるポストへ異動した場合には、異動先の研究機関に対して、その翌年度から補助金による支援を引き続いて行うことがある。

### 卓越研究員候補者資格の継続

令和3年度中に当事者間交渉が完了しなかった候補者については、翌年度以降も申請することにより、**候補者資格を令和5年度まで継続することが可能。**

※ 令和2年度公募において、当事者間交渉が完了しなかった候補者についても、令和4年度まで候補者資格の継続が可能。

※前年度からの変更事項

・ 特になし。

(Q) 研究環境整備費は、どのような目的・用途であれば使用できるのか。

(A) 研究環境整備費は、卓越研究員を中心とした若手研究者が安定かつ自立して研究を遂行する体制を構築するための経費です。

研究環境整備費については、リサーチ・アシスタントの雇用やメンターの登用、共同利用の研究機器等の購入・修理、卓越研究員の評価を行うための会議開催のための経費等、卓越研究員本人や、卓越研究員を含めた複数の若手研究者の研究等を支援するための経費を想定しています。

また、計上する費目は、公募要領の別表-2（P.34）の範囲に限られます。



(Q) 卓越研究員が、民間企業において研究チームに所属して研究を実施する場合、どこまで補助金（研究費）を使用することができるのか。

(A) 研究チームにおける卓越研究員の関与の度合い等に応じて、個別に判断することになります。

例えば、卓越研究員が研究チームのリーダー、研究代表者などの立場で、当該研究チームにおいて自立して研究に従事できる場合、当該研究チームにおける研究を補助する研究補助者の人件費など、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することができます。

他方、卓越研究員が研究チームの構成員の一人にすぎず、当該研究チームの中で自立して研究に従事することができない場合、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することはできません。

### 卓越研究員のフォローアップ等

- 卓越研究員として決定された場合、氏名、研究分野、雇用研究機関等を、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表。
- 我が国の科学技術イノベーションに資する人材育成の推進や卓越研究員事業の充実等を図るため、研究機関及び卓越研究員本人に対して、卓越研究員の決定年度及びその後の10年程度の間、卓越研究員の研究活動状況等について調査を予定。また、本事業に申請した研究機関、研究者にもアンケート調査を予定。これらを踏まえ、卓越研究員の活動状況を、文部科学省等のウェブサイト等を通じて公表。

## <事業全般に関すること>

文部科学省 科学技術・学術政策局

人材政策課 人材政策推進室

電話：03-5253-4111（内線 4021）

E-mail：takuetsu@mext.go.jp

## <申請書類の作成・提出に関すること、補助金の交付・執行に関すること>

日本学術振興会 研究者養成課

電話：03-3263-3769（申請書類関係）

03-3263-0978（補助金関係）

E-mail：takuken@jsps.go.jp